⑦　誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札。
⑧　明らかに連合によると認められる入札。
⑨　同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札。
⑩　その他入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札。
⑸　落札者の決定方法　上記４⑴に定めるところに従い、総合評価値の最も高い者を落札者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無。
⑻　第二次審査資料のヒアリングを実施する。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑽　一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑶①、２⑷①、２⑸①又は２⑺①及び③に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３⑶により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑾　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement : Masaaki Nakahara, Director-General, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office
⑵　Classification of the service to be produced : 41, 42
⑶　Subject matter of the contract : PFI—based design, construction and maintenance of the Nakaza Common-Use Cable Tunnel (BTO—scheme)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 20 November 2024
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 15 January 2025
⑹　Contact : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2—1—1 Omoromachi, Naha City, Okinawa Prefecture, 900—0006 Japan. Tel 098—866—0031 ext. 2526, 2527

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年10月21日
支出負担行為担当官
宮内庁長官官房主計課長　木村　藍子
◎調達機関番号　008　◎所在地番号　13

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大手休憩所（仮称）新築工事
⑶　工事場所　東京都千代田区千代田（皇居内）
⑷　工事内容　本工事は、下記の新築を行う工事である。
構造　木造（北棟、南棟）、鉄骨造（渡り廊下）、鋼板製一体型水槽（ポンプ室）
規模　北棟　地上１階　建築面積　約1,773㎡　延べ面積　1,500㎡
南棟　地上１階　建築面積　約1,336㎡　延べ面積　約1,325㎡
渡り廊下１　地上１階　建築面積　約８㎡　延べ面積　―㎡
渡り廊下２　地上１階　建築面積　約５㎡　延べ面積　―㎡
ポンプ室　地地上１階　建築面積　約14㎡　延べ面積　約14㎡
電気設備工事、機械設備工事、土木工事、庭園工事一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和８年９月30日まで
⑹　使用する主要な資機材　ＣＬＴ及び集成材　約2,100㎥、コンクリート　約1,900㎥
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式である。
⑻　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　その他
①　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
②　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を紙入札方式にて行う工事である。

2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月21日付け宮内庁管理部管理課長）に示すところにより宮内庁管理部管理課長から「大手休憩所（仮称）新築工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　内閣府における令和５、６年度の建設工事競争参加資格の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、内閣府が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　内閣府競争参加資格の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（総合審査数値）が単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社においては、1,200点以上であること（上記②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,200点以上であること。）。特定ＪＶ又は経常ＪＶのその他構成員にあっては、総合審査数値が1,100点以上であること（上記②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,100点以上であること。）。
④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑤　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社は、平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記アからウまで、並びにア、イ、エの要件の組み合わせで、それぞれを満たす工事（２件の実績は同一の工事でも構わない。いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
ア　工事内容　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事
イ　建物用途　物流施設、生産施設及び戸建て住宅以外（※１）
ウ　構造規模　木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造延べ面積1,500㎡以上（増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）（※２）
エ　構造規模　構造耐力上主要な部分に大断面集成材（※３）、またはＣＬＴを使用しているもの。（※４）
特定ＪＶ又は経常ＪＶにおけるその他の構成員は、平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記オからキまで、並びにオ、カ、クの要件の組み合わせで、それぞれを満たす工事（２件の実績は同一の工事でも構わない。いずれの場合も、発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
オ　工事内容　新築又は増築工事で躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事
カ　建物用途　物流施設、生産施設及び戸建て住宅以外（※１）